

子ども・子育て支援事業計画 平成26年12月 会議用

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取組み
第3章 基本施策			
■基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり(P25～P38)			
P2(1)子どもの人権の尊重と支援が必要な子ども・家庭の支援			
①子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策			
	ア. 児童虐待防止対策(P26)	山武市要保護児童対策地域協議会の窓口を子育て支援課に設置し、家庭児童相談員等が個別の相談等に対応しています。	・子育ての不安や孤立化、地域のつながりの希薄化、精神疾患の親の増加など、支援が必要な親子、家庭を支援するため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を一層強化し育児支援を行います。
	イ. 乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応(P26)	児童虐待の防止、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげています。また、母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生予防に努めています。	・児童虐待の防止、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげます。母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生予防に努めます。
②支援が必要な子どもと家庭の支援			
	ア. ひとり親家庭等の自立支援(P28)	保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育て相談に対応します。各種制度については、ひとり親家庭等医療費等の助成(県補助事業)、児童扶養手当(国事業)の支給などの相談、申請などがあります。民生委員児童委員が地域での相談に応じています。	・妊娠届出、健診や相談事業などで得た情報により必要に応じ母子自立支援員につなげます。 ・児童扶養手当(母子、父子等)の支給を継続して行います。ひとり親家庭等の医療費等について、継続して助成を行います。 ・母子自立支援員による就業相談を行います。また、職業訓練給付金制度などの周知を図ります。 ・定例会(月1回)において事例を共有し、意識の統一と資質の向上を図ります。 ・地域での支援を推進するため、学校との情報交換を継続します。 ・家庭の困窮に適切な対応をめざします。
	イ. 障がいのある子どもの訓練事業・障害福祉サービスの利用促進(P29)	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施しています。山武市成東簡易マザーズホームでは幼児支援(児童デイサービス)を実施しており、療育活動を実施しています。また、母子保健事業で、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場となっています。	・今後も継続して、集団療育(カンガルーひろば)にマザーズの保育士が参加することにより、マザーズ通所がスムーズにつながるように親とのコミュニケーションをとり、理解を深めながら取り組みます。 ・障害者総合支援法に基づく、短期入所サービス、日中一時支援サービス、移動支援サービス、児童デイサービス等の利用を促進します。今後も、広報活動や関係課、関係機関との連携の下、障がい児へのサービス提供を促進します。
	ウ. 障害のある子どもの保育の推進(P30)	保育所等での受け入れは、集団生活の可能な児童について職員の配置等により対応できるようになっています。	・幼稚園、こども園や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れについて、受け入れ体制を確保し、適切な対応に努めます。
	エ. 特別支援教育の推進(P30)	就学指導委員会を開催しています。また、特別支援学級の設置と、介助員の配置を行っています。	・個に応じた障害に対応できるよう、特別支援教育についての理解と実践力の向上を図ります。 ・小中学校の実態に対応して、支援員の適正な配置をめざします。
(2)安心して子育てできるまちづくりの推進			
①快適な生活環境の向上(まちづくり・住宅)			
	ア. まちづくり計画(P32)	機能的な都市活動の推進、良好な市街地環境の形成のため、都市計画を設定しています。住民の憩いの場の確保のため公園を整備しており、平成21年度1か所を追加指定し、都市公園は6か所、児童公園等は129か所の他、さんぶの森公園等の大きな公園3か所を設置し維持管理に努めています。また、県立都市公園が1か所設置されています。	・成東城跡公園について、国の交付金を活用して、丸太階段、あずまや(屋根の張替)、土留め木柵の改修工事を行います。 ・成東総合運動公園は、公園の維持・管理を継続して実施し、特に遊歩道等の環境整備に努めます。また、七夕飾りを平成27年度も引き続き実施します。 ・さんぶの森公園は、今後も継続して利用者の利便性向上の為、公園施設の維持・管理に努めていきます。また、来年度も体験型音楽祭「山のおんぶ」の開催会場となる予定です。 ・地元自治会等と公園の管理協定の締結を進め、協働での管理を推進していきます。
	イ. 歩道の整備(P32)	歩道整備は児童生徒の交通安全につながることから優先的にフラット化を図っています。地区からの要望等に対応し、現場確認をして補修・整備に努めています。	・引き続き、幹線道路、通学路を重点に、歩道の整備を進めていきます。

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取り組み
	ウ. 防犯灯の整備 (P33)	山武市安心で安全なまちづくり推進条例に基づき夜間における生活安全の確保を図るため防犯等の設置に努めています。	・引き続き、夜間における生活安全の確保を図るため防犯灯の設置に努めていきます。
	エ. 交通安全施設の整備 (P33)	交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置しています。信号機・交通規制については、市から警察署を経由し公安委員会へ要望を行っています。	・市内の交通安全推進のため、引き続きカーブミラーの新設、修繕、交通安全看板の設置をしていきます。 ・重要性・緊急性を考慮しながら、市道の改良、歩道整備を促進します。
	オ. 公営住宅の管理・整備 (P34)	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者へ低廉な家賃で住宅を提供しています。	・施設の老朽化により、建て替えを検討する時期にきており、人口減少・一人暮らし高齢者の増加という状況も鑑みながら、今後の市営住宅施策について関係課と協議していきます。 ・審議機関として(仮)市営住宅のあり方検討委員会を設置し、施設整備の方向性を検討していきます。
②地域安全活動の推進			
	ア. 交通安全活動 (P35)	交通安全協会による街頭監視を行っています。また、各季の交通安全運動時において、交通安全の啓発広報を実施しています。	・引き続き、警察署、交通安全協会と協力して街頭監視や啓発活動を通して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。
	イ. 交通安全教育 (P36)	交通安全協会及び山武警察署の指導により交通安全教室を実施しています。幼稚園・保育所では、幼児交通安全指導員による交通安全教育を実施しています。	・「親子や子供達のみで楽しめる交通安全教育」を実施予定です(新たな考案、新しい教材の活用)。 ・引き続き、県の交通安全広報チラシ「思いやり交通千葉」を年4回区長回覧します。また、自転車マナー啓発のチラシを有料駐輪場利用者に配布します。
	ウ. 登下校時の安全活動 (P36)	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアやPTAによる登下校指導、通学路の巡回等の実施。広報無線による住民への小学生下校時の見守り協力依頼、防犯指導員による下校指導及び巡回パトロールの実施。	・情報の共有化により効果的な安全指導体制を構築していきます。
	エ. 防犯対策 (P37)	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしています。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災無線・広報紙による啓発活動を行っています。通学や帰宅時間帯のPTAによるパトロール活動を実施しています。「子ども110番の家」の設置し、加えて「うごくこども110番」を市内タクシー会社等に依頼しています。市青少年育成市民会議会員による夜間パトロールを実施しています。	・防犯協会、防犯パトロール隊及び各種団体の協力を得て、引き続き防犯パトロール、防犯キャンペーン及び啓発等の防犯活動を実施していきます。 ・学校防犯指導員と学校職員・PTA・地域等の連携をさらに強化していきます。 ・青色回転灯搭載車による防犯パトロールを継続して実施する予定です。
	オ. 不審者情報の提供 (P37)	さんむ防犯メールを配信しています。	・山武市安心安全メールとして、引き続き不審者等の情報を登録者に発信していきます。
	カ. 有害環境対策 (P38)	青少年の健全育成・非行防止を図るため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を推進しています。	・青少年育成市民会議の役員による毎月1回の夜間防犯パトロールを継続して実施する予定です。
	キ. PTA、学校、保育所等の安全活動 (P38)	学校安全マニュアルに基づいて毎月1回の安全点検と、防犯上の問題等の確認を行っています。PTAによる通学路のパトロール活動、門扉の施錠、来園者の対応、保育室への防犯ベルの設置等を行っています。	・安全指導計画に基づいて、より実践的な難訓訓練等を展開し防災能力の向上をめざします。
■基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進 (P39～P48)			
(1) 学校の教育環境等の充実			
	ア. 学力向上のための授業研究 (P40)	IT活用や少人数指導等によるきめ細やかな指導を展開するなど新手法を取り入れ、理解が深まるよう工夫している。指導法についても研究に努めており、教育課程や時間割の弾力的運用を図っています。	・実践的な授業研究等を重ね指導力・授業力の向上を進めていきます。
	イ. 総合的な学習時間の実施 (P40)	地域の教育資源を活用し、創意工夫を生かした特色ある総合的な学習を展開します。	・地域の人材や教材について、学校が情報を共有できる体制を作ります。また、効果的な実践例を研修するなど指導内容を進化させていきます。
	ウ. 健全な身体づくり(部活動の実施、体育行事の実施) (P40)	部活動には生徒も顧問も熱心に取組んでおり、多くの生徒が参加しています。また、主な行事として体育祭やマラソン大会を実施しています。	・教科体育の一層の充実をめざします。また、部活動においては指導方法や技術の研修を進めて効果的に展開させていきます。
	エ. 信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施) (P41)	年度始めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。各学校独自の評価を実施し、次年度の取組みに生かしています。	・様々な機会の広報活動等を活かし、教育目標の浸透を図ります。また、学校評価等で検証し目標を発展させていきます。

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取組み
	オ. 幼保の一体化の推進(P41)	質の高い幼児期の教育、保育の推進方策及び幼保小の連携の取組の推進として、双方向での交流や合同研修、授業参観などを継続して行っています。	・幼稚園・こども園の職員の意見交換の場を継続して確保し、日常の保育・教育に活かしていくとともに定期的・継続的に小学校教員との交流の場を提供し、共通理解を図っていきます。 ・幼稚園やこども園での教育や保育の取組を、適切に小中学校にも発信します。
(2) いじめ・不登校などへの対応			
	ア. いじめ等の被害にあった子どもの保護(P43)	被害をうけた子どもに対し、家庭児童相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教育相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議しています。	・「いじめ防止対策推進法」に基づいて、いじめ防止を徹底的に推進します。 ・引き続き、児童福祉連絡会議等において地域児童・生徒の情報を学校と民生委員で共有し地域に於ける支援に努めます。
	イ. 不登校・引きこもり対策(P43)	学校全体で当該生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教育相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を進めています。	・不登校の実態に応じた適切な指導を展開するために、関係する機関等の連携を強化します。 ・家庭教育指導員による不登校相談や家庭訪問を継続して実施する予定です。
	ウ. 相談体制の拡充(P44)	スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施しています。	・全職員が教育相談の目的を理解し実践していきます。 ・家庭教育指導員による子育て相談を、教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行うなど連携しながら、継続して実施する予定です。
(3) 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進			
	ア. 児童の健全育成(P45)	学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り進めています。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を実施しています。	・市内PTA活動の連携も強めて、児童生徒の安全確保にあたります。
	イ. 青少年健全育成事業(P45)	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による活動を継続して実施しています。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組んでいます。また、学校との連携により、事業内容の検討を行っています。	・青少年相談員及び青少年育成市民会議会員の活動を継続して支援するとともに、地域・学校・家庭での連携を強化します。
	ウ. 世代間交流の推進(P46)	地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」において世代間交流を図っています。また保育園の行事に高齢者を招待する等の交流事業も実施しています。	・運動会を始め、文化的な活動においても交流を深めます。さらに、高齢の方々から学ぶ機会も工夫して作っていきます。
	エ. 読書活動の推進、子ども会活動、ジュニアリーダー活動(P46)	図書館の協力等により、読み聞かせや、良い本を提示することで良好な読書環境を形成しています。子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行っています。	・継続して、読み聞かせや読書活動を、様々な機会を活用して推進します。 ・市子連を通じた子ども会活動の支援、市JLクラブの育成を継続して実施する予定です。
	オ. いきいき体験教室・職業体験学習等(P47)	いきいき体験教室は、科学体験などを取り入れて開催し、異年齢交流の場となっています。小学校で職場体験学習を実施しています。	・いきいき体験教室「火災!天災!防災体験!」を継続して実施する予定です。 ・キャリア教育の狙いや成果等を効果的に地域にも発信していきます。
(4) 家庭と地域の教育力の向上			
	ア. 親業講座(P48)	より良い親子関係を築くため、親業講座を毎年度開催しています。	・親業講座を継続して実施する予定です。
	イ. 家庭教育学級(P48)	大人と子どもが参加できる行事を開催しています。	・今後も大人と子どもが参加できる行事を継続して実施する予定です。
■基本目標3 安心して子どもを生き育てられる環境づくり(P49～P59)			
《母子保健事業計画》			
(1) 親子の心と身体の健康づくりの推進			
	ア. 妊婦健康相談(P49)	妊娠届出を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施しています。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を行います。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげます。	・未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いているため、妊娠届出の際、必ず保健師が面接を行い、ハイリスク妊婦と判断された場合は地区担当保健師につなぎ支援します。また、特定妊婦は必要に応じ家庭児童相談室と連携し、適切な支援に努めます。

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取組み
	イ. 医療機関委託健康診査(妊婦、乳児)(P50)	妊婦一般健康診査は、妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で実施しています。乳児一般健康診査は、乳児1人につき2回を基準とし、生後3か月～8か月と生後9か月～11か月に委託医療機関で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出の遅れや妊婦健診を定期的に受けていない妊婦もおり、受診率の増加は困難な状況ですが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠出産できるよう妊婦の支援を行います。 ・乳児健診の重要性について周知と、未受診者のフォローに努め、受診率の向上を図ります。
	ウ. パパママサロン(P50)	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施しています。また、妊娠中に1回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママサロンは定員に満たないことも多く、事業内容、実施方法等の検討を行い、参加しやすい教室の実施により、受講者数の増加に努めます。 ・妊娠届出時に事業の周知を図ると共に、未受診者への受診勧奨を積極的に行うことにより、受診者数の増加に努めます。
	エ. 妊産婦・新生児訪問指導(こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業)(P51)	妊産婦ならびに乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を実施しています。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問をめざし市内への里帰りにも対応しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・低体重児の訪問指導は、出産医療機関との連携と適切な対応が求められるため、会議の開催や研修会への参加等により助産師、保健師の資質向上に努めます。 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、市内里帰り出産の乳児への訪問も含めて、全数実施をめざします。 ・妊産婦・乳児への訪問による指導は、助産師・保健師が必要に応じ継続して実施します。
	オ. 乳幼児健康診査(P52)	発育・発達の節目時期(4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)に合わせ、健康診査を実施しています。また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施しています。健診前後にカンファレンスを行い、子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会としています。	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健康の保持増進のため、各乳幼児健診の受診率向上に努めます。また、乳児の病気の早期発見のため、平成27年度より、乳児健診の際、腎エコー検査をさんむ医療センターへ委託して実施します。 ・子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりをもつ機会として、内容等を検討しながら実施します。
	カ. すくすく広場(P52)	乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月2回～3回開催し、身体計測、育児・栄養・歯科の相談や講話を行っています。乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、友達づくり、相談の場として定着してきており、平成27年度からは開催場所、回数を増加して対応します。 ・健診後のフォローの場としての活用を図り、参加を促進します。
	キ. 予防接種(P53)	予防接種法に基づき定期予防接種を実施しています。出生届、転入届の提出時に予診票及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供をしています。年々定期予防接種の種類が増加し、B型肝炎ワクチン等の定期接種化が検討されています。また、国が示す定期接種実施要領では、接種場所は医師が医療機関で行う個別接種を原則としているため、すべての予防接種を個別接種で実施することが必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法の改正などにより、保護者が変更点や接種方法を正しく理解できるように、情報提供に努めるとともに、適切な接種を促進します。 ・定期接種実施要領に基づき、すべての予防接種を個別接種で実施します。
	ク. 学校保健(P53)	各学校、教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行っています。学校保健全体計画、性教育年間計画により学校保健事業を実施しています。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めると共に、保健だより等で健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めています。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に基づいて年間計画を立て健康診断等を実施する。 ・養護教諭と教育委員会、健康支援課との連携を強化して情報交換等をすすめる。 ・各学校、教育委員会、健康支援課が連携を強化し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行います。 ・市内の情報の共有化を促進し、養護教諭の力量の向上を図ります。
(2)子どもの成長・発育にあった健康づくりの支援			
	ア. ことばの相談(P55)	主に幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚士を確保することにより、相談回数の維持に努めます。 ・関係機関(こども園、幼稚園等)と連携し、園児の支援の方法について情報提供を行います。

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取組み
	イ. 発達相談 (P55)	主に乳幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を実施しています。また、希望のあったこども園・幼稚園等を臨床心理士等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行っています。マザーズホームの利用や就学に関して教育委員会等関係機関との連携にも努めています	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士等専門職を確保することにより、相談回数の維持に努めます。また、こども園、幼稚園等と連携し、巡回相談の充実に努めます。 特別支援アドバイザーの派遣を引き続き要請し、職員の研修等を充実させます。 継続指導・訓練の場を増やすために、専門職の確保について検討するとともに、関係機関の協力を得ながら実施できる方策を検討します。 発達障害について、関係機関が連携して、正しい知識と理解を深められるように情報提供、学習の場を確保し啓発に努めます。 教職員や支援員の障害への理解を深めるために、引き続き研修の機会を設け継続的に力量の向上を図ります。 専門的なマザーズホームでの訓練指導を継続して実施します。
	ウ. カンガルーひろば(親子で遊ぼう) (P56)	発育や発達につまずきのある子どもと母親を支援する場として幼児健診後に事業を紹介し、保育士、保健師、児童心理司等による遊びを中心とした集団指導を実施しています。スタッフとしてマザーズホーム保育士、若杉保育園保育士等も参加し、連携して実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 参加者及び協力スタッフから開催回数の増加が求められているため、年6回を、年12回に変更し実施します。 マザーズホーム広報誌「きらきらきっず」による利用者や他機関等へ周知を継続して実施します。
	エ. 離乳食教室 (P57)	生後5～6か月児を持つ家族を対象に年6回調理実習を含めた集団指導を実施しています。保健推進員、子育てボランティア等とも連携し事業内容の充実に努めています	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食について不安や悩みを解決できるよう、保健推進員、子育てボランティア等と連携し、個々の悩みに対応できる教室の実施に努めます。
	オ. 食育の推進 (P57)	こども園、幼稚園等において、市の栄養士を中心として、関係機関と連携した食育教室を実施しています。また、子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催しています。必要に応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催しています。	<ul style="list-style-type: none"> 子どものうちから規則正しい食生活を習慣づけるため、今後も内容等検討しながら、継続して実施します。 食育の推進が求められるため、実施方法を検討しながら保育士等を対象とした食育研修会の充実に努めます。 食育を計画的に推進します。また、職員全体がアレルギーに対応する理解を深めていきます。
(3) 思春期保健対策の推進			
	ア. 性教育 (P58)	性教育年間計画により、授業の中で性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施しています。関係機関が連携し、事業内容の充実に努めています。	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保健所と連携し、各学校の要望に応じた思春期教室の実施に努めます。 性教育について学校と家庭の連携をさらに強めていきます。
	イ. 飲酒・喫煙・薬物乱用防止 (P59)	学校保健全体計画等により、学校ごとに実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用については、家庭にも適切に情報を発信し連携を強めます。
■基本目標4 子どもと子育てを支援する地域づくり (P60～P74)			
74(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実			
	ア. 子育てハンドブック、広報紙等による情報提供 (P60)	子育てハンドブックを平成20年度に作成し、配布しています。また、広報紙で適宜情報提供を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 子育てハンドブックを平成27年度に新たに作成し、保護者への配布、窓口への設置をします。 子育てに関する制度改正や情報を、市の広報紙等に掲載します。
	イ. 相談体制の拡充 (P61)	スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施しています。子育て支援課には母子・父子自立支援員、家庭児童相談員を配置しています。また、関係機関と連携し、解決に向けての相談対応、ケース検討や助言、指導などを行っています。各相談先についてさらに周知をしていく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの増員を含めた適正な配置を進めます。また、心の教室相談員の研修を充実させ力量の向上を図ります。 生涯教育課内の家庭教育指導員による相談電話(直通)を継続して実施する予定です。 家庭児童相談室に家庭相談員、母子・父子自立支援員を配置し、子どもの健全育成や女性の抱える悩みの相談を受け、解決に向けての助言や支援を関係機関と連携して行います。 「相談窓口のご案内」を各窓口等に設置します。また、民生児童委員総会等で家庭児童相談室のチラシを配布し周知を図ります。
	ウ. 子育て支援センターや子育てサークルでの相談 (P62)	市内6か所で、主に就園前の子どもと保護者を対象に子育て相談や子育て講座を開設・実施しています。子育てサークルの活動の中で相談や情報提供が行われています。	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業に位置づけ子育て支援センターをこども園に併設し子育て相談、講座開設を行い子育て支援拠点として事業展開していきます。今後は、育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など参加しやすい方策、魅力ある講座を展開していきます。 なるとう・おおひら・しらはたこども園の子育て支援センター保育士と事業前後にカンファレンス行い、連携しながら、ママの悩みや子育て不安への支援を行います。

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取組み
	エ. 保育所・こども園での園庭開放 (P63)	幼児、児童の安全面の確保に配慮して私立保育園、公立こども園・幼稚園の園庭を遊び場として開放しています。	・園職員の勤務状況、園行事を加味しながら園庭を利用しやすい環境づくりや広報のしくみを構築します。また、園庭にある遊具の使用には十分配慮させるとともに故障や老朽化など安全面に十分気を配ります。
(2)教育・保育サービスの推進(主に子ども・子育て支援事業計画)			
①保育サービスの充実			
	ア. 通常保育事業 (P64)	平成25年度までに成東地域のこども園化は完了し、幼稚園、保育所の分け隔てなく合同保育カリキュラムにより質の高い幼児教育・保育が実現されています。	・子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図る必要があることから、今後も保育士確保に努めていくとともに地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能を配置すると共に、提供体制づくりに継続して取り組んでいきます。 ・引き続き、訪問等を展開し保育・教育の充実を支援します。
	イ. 家庭的保育事業(保育ママ) (P65)	就学前児童の数は減少傾向にありながらも低年齢児の保育ニーズは高まっています。私立保育園・公立こども園でも低年齢児を受け入れていますが、年度途中からの入所は待機になる場合が多くあります。	・家庭的保育事業を展開させるため、職員資格を与えるための研修実施やカリキュラムを検討していきます。 ・潜在的な保育士を発掘するための広報活動を実施するとともに事業展開の斡旋など支援・援助する仕組みを構築していきます。
	ウ. 延長保育事業 (P65)	保護者の就労形態の多様化により通常の保育時間を超えて保育を実施しています。現在は、市内のこども園と保育園全てで実施しています。	・新制度の実施により保育標準時間に認定された子どもは最大11時間が通常保育時間となり、保育短時間に認定された子どもは最大8時間が通常保育時間となりますがそれを超える時間は延長保育を実施します。保護者の働き方や利用状況を踏まえ、受け入れ体制を確保していきます。
	エ. 休日保育事業 (P66)	日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする場合、保育園で保育するもので、市内1か所で実施している。	・市内1か所(私立保育園)で実施します。 ・日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行っています。市内・外問わず預かりは可能となり、適切な利用を促進します。
	オ. 認定こども園の設置 (P66)	平成25年度までに成東地域のこども園化は完了し、幼稚園、保育所の分け隔てなく合同保育カリキュラムにより質の高い幼児教育・保育が実現されています。 また、海岸に面した蓮沼地域と松尾地域の大平地区は津波対策としてのこども園化の再編、松尾地域の松尾、豊岡地区においてはまつおこども園舎の老朽化に伴うこども園化の再編、山武地域においては公立幼稚園と私立保育園を統合したこども園化の再編が課題にあります。	・海岸に面した蓮沼地域の私立保育園、休園中の公立幼稚園と松尾地域の公立おおひらこども園のこども園の再編は津波対策としての課題を要しています。また、小学校、中学校の規模適正化・適正配置の検討などと総合的に調整を図りながら検討していきます。 ・松尾地域のまつおこども園は老朽化や使い勝手の悪さから目立っている状況で休園している公立豊岡保育園との再編が課題です。小学校、中学校の規模適正化・適正配置と並行して検討・調整していきます。 ・山武地域の私立保育園2園と公立幼稚園2園のこども園化は私立保育園の経営方針や保護者の教育・保育ニーズなど検討内容が多岐に渡ることから意見集約に時間を要するところが課題です。保護者向けアンケートを実施し、地域関係者・私立幼稚園との情報交換等を通じて意見をまとめるとともに、小学校、中学校の規模適正化・適正配置の検討などと総合的に調整を図りながら検討していきます。
	カ. 保育の質の向上のための取組み (P67)	専門職員の配置により内部研修を充実させるとともに、各種外部研修へ参加することにより、保育士としての資質向上を図っています。また、保護者の保育ニーズは多様化していることから保育研修のみならず意識改革研修、リスクマネジメント研修、タイムマネジメント研修、メンタルヘルス研修など専門研修以外の研修に参加させ職員として必要な知識を習得し保護者対応に生かしています。	・研修の成果を発揮させるため、人事評価のしくみを利用した自己評価を行います。
②一時預かり事業等の推進			
	ア. 一時保育事業 (P69)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、こども園、幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	・新制度では、保育所、こども園での一時保育事業の現行事業を継承しつつ、幼稚園型と訪問型の一時預かり事業が創設されます。子育て家庭の利用状況を把握し、公立幼稚園での実施なども検討していきます。
	イ. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (P69)	市内の小学校に通う児童を対象とし、全ての小学校で実施します。平日は小学校授業終了時から午後7時まで、土曜及び長期休業中は午前7時30分から(土曜日は8時から)午後7時まで受け入れます。運営方法について指定管理者制度への移行を進めます。	・利用する児童数の増加が予想されることから、場所の確保、支援員の増員をしながら対応していきます。 ・保護者の対応は、支援員が窓口となり子育て支援課につなげており、必要に応じてアンケートなどを実施します。

項目	主な事業・取り組み	概要	今後の取組み
	ウ. ファミリー・サポート・センター事業(P70)	保護者の就労状況の多様化によりファミリー・サポート・センターへの需要は高まっています。就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用希望は少ない傾向です。小学生の放課後の過ごし方として、学童クラブとの連携で居場所の拡大を図るなどの方法を検討していきます。	・就学前児童の世帯の利用意向などを踏まえながら、事業実施に向けて、モデル地区などの試行を検討し、設置に向けて取り組みます。
	エ. 病児・病後児保育(P70)	病時または病気回復期の子どもを預かる事業です。	・さんむ医療センターでの病児保育の実施に向け、検討・協議し、実施体制の確保・拡充に向け仕組みを構築していきます。
	オ. 放課後子ども教室(P71)	地元の小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって、運動や遊び・学習など10種程の教室を開設し、子どもの居場所づくりを行っています。	・現在実施している放課後子ども教室を今後も継続して実施する予定です。
(3) 子育て家庭の経済的支援の推進			
	ア. 児童手当(P71)	国の制度に基づき児童手当を支給しています。	・国の制度に基づき、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給します。
	イ. 乳幼児(子ども)医療費の助成(P72)	平成26年8月診療分から中学校3年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費を対象を拡大して助成を行っています。	・中学3年生までの子どもを対象に通院・入院・調剤等医療費助成を継続して実施します。
	ウ. 障がい児の養育に関する経済的支援の推進(P72)	国の制度に基づき障がい児の養育に関する経済的支援を実施しています。	・継続して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、生活の安定及び福祉の増進を図ります。
	エ. 保育料の減免制度(P73)	国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成しています。	・少子化対策の視点から子どもを産み・育てやすい環境づくりの目的に立ち、市独自の減免措置を講じていきます。
(4) 仕事と家庭生活の両立支援			
	ア. 男女共同参画の推進(P74)	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めています。	・男女共同参画に関する新聞を作成し、引き続き男女共同参画の意識啓発に努めます。
	イ. 育児休業制度等の啓発(P74)	育児休業制度等について、パンフレット等で周知をしています。	・各種制度に関する情報提供を行い、周知を図ります。